平成２１年（フ）第３６６号
福井県鯖江市片山町第６号９番地
債務者　佐々木昭弘
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
福井県鯖江市片山町第６号９番地
債務者　佐々木淳一郎
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
福井市半田町第７号３番地１、旧住所福井市鮎川町第192号26番地
債務者　西村　　繁（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
福井県福井市文京７丁目６―13　信開ガーデンコート701号、住民票上の住所福井県福井市つくし野３丁目313番地
債務者　髙橋　光江
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
長野市大字徳間1144番地　駒沢第二団地Ｆ１、住民票上の住所長野県上水内郡中条村大字御山里799番地１
債務者　小林　光信
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
長野県上伊那郡南箕輪村1630番地395ＮＥＷレトア北原202号、住民票上の住所長野県駒ヶ根市下平731番地28
債務者　佐藤　　修（旧姓崔修利）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８２号
長野県駒ヶ根市赤穂10186番地１ガーデンパレス小町201号
債務者　森　　隆司
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８３号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽664番地115上の原県住20号
債務者　宮澤　雅恵
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８４号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13809番地28
債務者　中村　文子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８５号
長野県上伊那郡南箕輪村9306番地２　コートピアⅢ107号室
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第３４４号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番８―301号
債務者　横山佐知子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６１号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県住小松原４―125号
債務者　小椋　順子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３７１号
兵庫県川西市矢問２丁目15番４号
債務者　田中かつみ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９７号
福岡県築上郡築上町大字下別府1412番地２
債務者　大下　美和（旧姓畑島）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
佐賀県唐津市湊町390番地６、前住所佐賀県唐津市町田３丁目14番48　４号
債務者　飯呑　英基
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２３４号
富山市町村27番地５
債務者　村井タカ子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３５号
富山市町村27番地５
債務者　村井　良行
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
富山地方裁判所民事部